

大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針

平成十一年六月十五日

大分県告示第五百三十四号

(趣旨)

第一条 この指針は、大分県環境影響評価条例(平成十一年大分県条例第十一号。以下「条例」という。)第四条第一項の規定に基づき、対象事業に係る環境影響評価を適切に行うために必要であると認められる技術的事項について定めるものとする。

(計画段階配慮事項等選定指針)

第一条の二 条例第四条第二項第一号の計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法に関する指針については、次条から第一条の十一までに定めるところによる。

(位置等に関する複数案の設定)

第一条の三 第一種対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種対象事業を実施する区域の位置、第一種対象事業の規模又は第一種対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する複数案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、位置等に関する複数案を設定しない場合には、その理由を明らかにするものとする。

2 第一種対象事業を実施しようとする者は、位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種対象事業を実施する区域の位置又は第一種対象事業の規模に関する複数案の設定を優先させるよう努めるものとし、また、第一種対象事業の実施に伴う重大な環境影響を回避し、又は低減するために第一種対象事業に係る建造物等の構造及び配置が重要となる場合があることに留意するものとする。

3 第一種対象事業を実施しようとする者は、位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種対象事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合は、当該案を含めるよう努めるものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第一条の四 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行うに当たっては、当該検討を行うに必要があると認める範囲内で、当該検討に影響を及ぼす第一種対象事業の内容(以下この条から第一条の十一までにおいて「事業特性」という。)並びに第一種対象事業の実施が想定される区域(以下「第一種対象事業実施想定区域」という。)及びその周囲の自然的社会的状況(以下この条から第一条の十一までにおいて「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

- イ 第一種対象事業の種類
 - ロ 大分県環境影響評価条例施行規則（平成十一年大分県規則第四十三号）第三条の二で定める事項
 - ハ 第一種対象事業の工事計画の概要
 - ニ その他第一種対象事業に関する事項
- 二 地域特性に関する情報
- イ 自然的状況
 - (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境（以下「大気環境」という。）の状況（環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた環境上の条件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。)
 - (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境（以下「水環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。)
 - (3) 土壌及び地盤の状況（環境基準の確保の状況を含む。)
 - (4) 地形及び地質の状況
 - (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
 - (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
 - (7) 文化財の状況
 - ロ 社会的状況
 - (1) 人口及び産業の状況
 - (2) 土地利用の状況
 - (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
 - (4) 交通の状況
 - (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
 - (6) 下水道の整備の状況
 - (7) 環境の保全を目的として指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する政策の内容
 - (8) その他第一種対象事業に関し必要な事項
- 2 第一種対象事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、第一種対象事業を実施しようとする者は、当該資料の出典を明らかにできるよう整理するものとする。

（計画段階配慮事項の選定）

第一条の五 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る計画段階配慮事項を選定するに当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性の情報を踏まえ、第一種対象事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討

しなければならない。

2 第一種対象事業を実施しようとする者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 第一種対象事業に係る工事の実施（第一種対象事業の一部として、第一種対象事業実施想定区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）

二 第一種対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び状態並びに当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種対象事業の目的に含まれるもの（当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は当該廃棄を含む。）

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無並びに環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 大気環境

（１） 大気質

（２） 騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波騒音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。以下同じ。）

（３） 振動

（４） 悪臭

（５） （１）から（４）までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

（１） 水質（地下水の水質を除く。以下同じ。）

（２） 水底の底質

（３） 地下水の水質及び水位

（４） （１）から（３）までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素

ハ 土壌に係る環境その他の環境

（１） 地形及び地質

（２） 地盤

（３） 土壌

（４） その他の環境要素

二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素（第四号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 動物

ロ 植物

ハ 生態系

三 人と自然の豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要

素（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素

イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物（条例別表第二号に掲げる事業にあっては、当該施設で処理する廃棄物を除く。）をいう。以下同じ。）

ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。以下同じ。）

五 歴史的文化遺産の保全を旨として、調査、予測及び評価されるべき環境要素

イ 文化財

4 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一項の規定により計画段階配慮事項を選定するに当たっては、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

5 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一項の規定による計画段階配慮事項の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、第一項の規定により選定した事項（以下「選定事項」という。）について選定した理由を明らかにできるように整理しなければならない。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法）

第一条の六 第一種対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法は、第一種対象事業を実施しようとする者が、次に掲げる事項を踏まえ、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに、次条から第一条の十一までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定事項については、汚染物質の濃度その他の指標により計られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定事項については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び動物の集団繁殖地並びに重要な群落の分布状況その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

三 前条第三項第二号八に掲げる環境要素に係る選定事項については、次に掲げるような、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に対する影響の程度を把握できること。

イ 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である脆弱な自然

環境

- ロ 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少又は劣化しつつあるもの
- ハ 水源涵養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟及び土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地帯等の地域において重要な機能を有する自然環境
- ニ 都市において現に存在する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境
- 四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定事項については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定事項については、人と自然との触れ合い活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合い活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度が把握できること。
- 六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定事項については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。
- 七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定事項については、国・県・市町村指定の文化財又は記念物の状況について調査し、これらに対する影響の状況を把握できること。

（計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法）

第一条の七 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるように選定しなければならない。

- 一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- 二 調査の基本的な手法 国又は第一種対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体（以下この条から第一条の十一までにおいて「関係地方公共団体」という。）が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
- 三 調査の対象とする地域（以下この条から第一条の十一までにおいて「調査地域」と

いう。) 第一種対象事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

- 2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の方法を選定するものとする。
- 3 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。
- 4 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られた情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)

第一条の八 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定事項に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、モデルによる実験、事例の引用又は解析その他の手法により、可能な限り定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域(第三項において「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域

- 2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- 3 徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれ内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。
- 4 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、第一種対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。

(計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法)

第一条の九 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 第一条の三第一項の規定により位置等の複数案が提示されている場合は、当該提示されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較すること。
- 二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種対象事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種対象事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを検討すること。
- 三 国又は関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 四 第一種対象事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっての留意事項)

第一条の十 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

- 2 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその調査、予測及び評価の手法の選定を追加的に行うものとする。
- 3 第一種対象事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

(第二種対象事業への準用)

第一条の十一 第一条の二から前条までの規定は、条例第二十五条第三項の規定により第二種対象事業を実施しようとする者で、配慮書の作成等の手続の実施を知事に申し出たものに係る当該手続について準用する。この場合において、「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と読み替えるものとする。

(計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針)

第一条の十二 条例第四条第二項第二号の計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針については、次条及び第一条の十四に定めるところによる。

第一条の十三 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る配慮書(条例第四条の三第一項に規定する配慮書をいう。以下同じ。)の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

2 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る配慮書の案について条例第四条の六に規定する意見を求めるように努めるものとする。

3 第一種対象事業を実施しようとする者は、当該事業に係る配慮書について条例第四条の六に規定する意見を求めるに当たっては、条例第四条の四の規定による知事への配慮書の提出を行った後、速やかに一般の意見を求めるように努めるものとする。

第一条の十四 第一種対象事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の翌日から起算して三十日以上を期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 一 第一種対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - 二 第一種対象事業の名称、種類及び規模
 - 三 第一種対象事業実施想定区域
 - 四 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
 - 五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
 - 六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。
- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
 - 二 関係市町村長の協力を得て、関係市町村長の公報又は広報誌に掲載すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が適切と認める方法

(項目等選定指針)

第二条 条例第四条第二項第三号の環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

(事業特性及び地域特性の把握)

第三条 事業者(条例第三十九条第一項に規定する都市計画決定権者及び条例第四十五条第一項に規定する港湾管理者を含む。以下同じ。)は、対象事業に係る環境影響評価の項目

並びに当該項目に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業の内容(以下「事業特性」という。)並びに対象事業が実施されるべき区域(以下「対象事業実施区域」という。)及びその周囲の自然的社会的状況(以下「地域特性」という。)に関し、次に掲げる情報を把握しなければならない。

一 事業特性に関する情報

- イ 対象事業の種類
- ロ 対象事業実施区域の位置
- ハ 対象事業の規模
- ニ 対象事業の工事計画の概要
- ホ その他対象事業に関する事項

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

- (1) 大気環境の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (2) 水環境の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (3) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。)
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 文化財の状況

ロ 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道等の整備の状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (8) その他必要と認める事項

2 事業者は、前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

3 事業者は、第一項第二号に掲げる情報を入手可能な最新の文献その他の資料により把握するとともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握するものとする。この場合において、事業者は、当該資料の出典を明らかにできるように整理するとともに、必要に応じ、関係する地方公共団体、専門家等から聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めるものとする。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

(環境影響評価の項目の選定)

第四条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たっては、対象事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、別表第一から別表第十三までに掲げる一般的な事業の内容(別表第十三にあっては、同表に掲げる一般的な港湾計画に定められる港湾開発等の内容をいう。以下同じ。)と事業特性との相違を把握した上で、当該一般的な事業の内容によって行われる対象事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(以下「参考項目」という。)を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ選定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

一 対象事業に係る工事の実施(対象事業の一部として、対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。対象港湾計画の場合は除く。)

二 対象事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって対象事業の目的に含まれるもの(当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。別表第一から別表第十二までにおいて「土地又は工作物の存在及び供用」という。)

三 対象港湾計画にあっては、対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る主要な港湾施設又は埋立地の存在及び当該主要な港湾施設又は埋立地において行われることが想定される事業活動その他の人の活動であって対象港湾計画の目的に含まれるもの(別表第十三において「主要な港湾施設又は埋立地の存在及び供用」という。)

3 前項の規定により検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。別表第一から別表第十三までにおいて同じ。)

イ 大気環境

- (1) 大気質
- (2) 騒音
- (3) 振動
- (4) 悪臭
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、大気環境に係る環境要素

ロ 水環境

- (1) 水質(地下水の水質を除く。別表第一から別表第十三までにおいて同じ。)
- (2) 水底の底質

- (3) 地下水の水質及び水位
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素
- 八 土壌に係る環境その他の環境(イ及びロに掲げるものを除く。別表第一から別表第十三までにおいて同じ。)
 - (1) 地形及び地質
 - (2) 地盤
 - (3) 土壌
 - (4) その他の環境要素((1)から(3)までに掲げるものを除く。)
- 二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第四号に掲げるものを除く。別表第一から別表第十三までにおいて同じ。)
 - イ 動物
 - ロ 植物
 - 八 生態系
- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(次号に掲げるものを除く。別表第一から別表第十三までにおいて同じ。)
 - イ 景観
 - ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 廃棄物等
 - ロ 温室効果ガス等
- 五 歴史的文化遺産の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
 - イ 文化財
- 4 事業者は、第一項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。
- 5 第一項の規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。
 - 一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- 6 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合にあつては、必要に応じ第一項の規定により選定した項目(以下「選定項目」という。)の見直しを行わなければならない。
- 7 事業者は、第一項の規定による項目の選定を行ったときは、選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定項目として選定した理由を明らかにできるように整理しなければならない。

(調査、予測及び評価の手法)

第五条 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第十条までに定めるところにより選定するものとする。

一 前条第三項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化(当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。)の程度及び広がりに関し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。

二 前条第三項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に関し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の観点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の観点から重要な群落の分布の状況並びに動物の集団繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

三 前条第三項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性(生態系の上位に位置する性質をいう。別表第十四において同じ。)、典型性(地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第十四において同じ。)又は特殊性(特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第十四において同じ。)の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

五 前条第三項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に関し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

六 前条第三項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはそれらの発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはそれらの発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

七 前条第三項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、法令等に基づく指定を受けた文化財に関し、その種類、位置、規模及び内容を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

2 事業者は、前項の規定により、調査、予測及び評価の項目の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

(参考手法)

第六条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(参考項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、別表第一から別表第十三までに掲げる一般的な事

業の内容と事業特性との相違を把握した上で、各参考項目ごとに別表第十四から別表第二十六までに掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この項及び別表第十四から別表第二十六までにおいて「参考手法」という。)を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、第三条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ選定しなければならない。

- 2 前項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定するものとする。
 - 一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。
 - 三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。
 - 四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考となる調査の手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。
- 3 第一項の規定により手法を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を選定するものとする。
 - 一 事業特性により、当該参考項目に関する環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあること。
 - 二 対象事業実施区域又はその周囲に、次に掲げる地域その他の対象が存在し、かつ、事業特性が次のイ、ロ又はハに規定する参考項目に関する環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。
 - イ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境影響を受けやすい地域その他の対象
 - ロ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象
 - ハ 当該参考項目に関する環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域

(調査の手法)

第七条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査の手法を選定するに当たっては、前条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

- 一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
- 二 調査の基本的な手法 現地調査、国又は関係する地方公共団体が有する文献その他

の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

三 調査の対象とする地域(以下「調査地域」という。) 対象事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

四 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点(第五項及び別表第十四から別表第二十六までにおいて「調査地点」という。)

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

五 調査に係る期間、時期又は時間帯(第五項及び別表第十四から別表第二十六までにおいて「調査期間等」という。) 調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時間又は時間帯

2 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定項目に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。

3 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の対象に係るものについては、これを適切に把握できるように、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定するものとする。

4 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。

5 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、調査により得られる情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすることその他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

6 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

(予測の手法)

第八条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第六条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を踏まえ、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計

算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により、定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域(第四項及び別表第十四から別表第二十六までにおいて「予測地域」という。) 調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(第四項及び別表第十四から別表第二十六までにおいて「予測地点」という。) 選定項目の特性に応じて保全すべき対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(別表第十四から別表第二十六までにおいて「予測対象時期等」という。) 供用開始後定常状態になる時期及び影響が最大になる時期(影響が最大になる時期を設定することができる場合に限る。)、工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

2 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用開始後定常状態に至るまでに長時間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域及び予測地点の設定の根拠、予測の前提となる条件、予測で用いた原単位及び係数その他の予測に関する事項について、選定項目の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係を併せて明らかにできるようにしなければならない。

5 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を明らかにできるように整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるように整理するものとする。

6 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようにしなければならない。この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

(評価の手法)

第九条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項について留意しなければならない。

- 一 調査及び予測の結果並びに第十二条第一項の規定による検討を行った場合においては、その結果を踏まえ、対象事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを検討すること。この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。
- 二 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。この場合において、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。
- 三 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようにすること。

(手法選定に当たっての留意事項)

第十条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たっては、第三条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるように整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。

- 2 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の選定に係る新たな事情が生じたときは、必要に応じ手法の見直しを行わなければならない。
- 3 事業者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるように整理しなければならない。

(環境保全措置に関する指針)

第十一条 条例第四条第二項第四号の環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第十五条までに定めるところによる。

(環境保全措置の検討)

第十二条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の

有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討しなければならない。

- 2 事業者は、第十二条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理しなければならない。また、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行った場合には、当該位置等に関する複数案から対象事業に係る位置等の決定に至る過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるように整理しなければならない。

(検討結果の検証)

第十三条 事業者は、前条第一項の規定による検討を行ったときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能な範囲内で環境影響を回避し、又は最も低減するよりよい技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

(検討結果の整理)

第十四条 事業者は、第十二条第一項の規定による検討を行ったときは、次に掲げる事項を明らかにできるように整理しなければならない。

- 一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- 二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- 三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響
- 四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- 五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容
- 六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

- 2 事業者は、第十二条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるように整理しなければならない。

(事後調査)

第十五条 事業者は、条例第三十五条第一項に規定する事後調査(以下この条において「事後調査」という。)の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。
- 二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定すると

ともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。

三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

四 必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的根拠に基づき選定すること。

2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

一 事後調査を行うこととした理由

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針

四 事後調査の結果の公表の方法

五 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者(以下この号において「関係地方公共団体等」という。)が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合であって、当該事後調査に着手するまでに条例第三十五条第二項の規定による申出が行われなるときは、当該実施主体の氏名(法人にあっては、その名称)並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に関し必要な事項

3 事業者は、事後調査の終了並びに事後調査の結果を踏まえた環境保全措置の実施及び終了の判断に当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成十九年告示第四一八号)

(施行期日)

1 この告示は、平成十九年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に大分県環境影響評価条例(平成十一年大分県条例第十一号。以下「条例」という。)第七条第一項の規定により環境影響評価実施計画書(以下「計画書」という。)についての公告を行っている第一種対象事業、条例第二十五条第二項において準用する条例第五条の規定により計画書の作成を行っている第二種対象事業及び条例第三十九条第二項の規定により読み替えて適用される条例第七条第一項の規定により計画書についての公告を行っている都市計画に係る対象事業については、この告示による改正後の大分県環境影響評価条例第四条第一項の技術的事項に係る指針(以下「改正後の指針」という。)

の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 事業者は、施行日前においても、改正後の指針の規定の例による計画書の作成を行うことができる。
- 4 前項の場合において、事業者が行った計画書の作成については、改正後の指針の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

附 則（平成二五年告示六三 号）

この告示は、公示の日から施行する。